



# 悪天候予報を見て 海外ツアー旅行をキャンセルした 場合のキャンセル料は？

## 相談者の気持ち

申し込んだ海外ツアー旅行の出発日に台風が直撃するという予報が出たので、キャンセルしたら旅行会社からキャンセル料を請求されました。天気予報どおりだと航空機の欠航が予想されるし、行けたとしても帰れない可能性もありますが、キャンセル料を払わなければならないのでしょうか？

小島 直樹 Kojima Naoki 弁護士

第二東京弁護士会・消費者問題特別委員会に所属。一級建築士。通商産業省（現経済産業省）などの勤務経験を生かし、消費者被害救済のほか、高齢者や中小企業の法律問題など広く取り組む



海外ツアーについては、通常、標準旅行業約款（以下、約款）が適用され、キャンセルは募集型企画旅行契約による海外ツアー旅行の解除として扱われます。

約款では、ツアーを申し込んだ顧客の方は、いつでも所定の取消料（解除時期により旅行代金の10%以内から100%）を支払って解除することができます。また、一定の場合には取消料を支払うことなく解除することができるとされており、その中には、「天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。」（約款16条2項3号）という場合が含まれます。

そこで、「出発日に台風が直撃するという予報が出た」場合が上記に該当し、取消料なしの解除ができるかどうか問題となりますが、「予報が出た」だけでは「旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きい」と言うことは難しいと考えられます。なぜなら、海外ツアーに不可欠の輸送手段である航空機を運航する航空会社は、台風による災害発生可能性がある場合、天候や災害発生による航空輸送維持の可能性を予測し、最終的に航

空機の安全な運航が困難と考えられる場合に欠航を決定します。そのため、欠航が決定されて初めて「旅行の安全かつ円滑な実施が不可能」と言うことができると考えられるからです。

また、航空会社が欠航を決定する前でも、旅行会社の側で自らツアーの催行を中止する場合（約款17条1項7号）もありますが、その場合は上記と同様の場合に旅行会社の側から解除ができることとなっています（つまり、ご相談の場合とは逆に、顧客の側がツアーの催行を旅行会社に求めても旅行会社側の判断で中止ができることとなります）。

このように、旅行会社（及びその判断の基礎になる航空会社）の判断があって初めて取消料なしの解除が認められることとなるのが通常の場合です。ご相談の場合については、災害発生の可能性が切迫していることが明らかな場合、旅行会社によっては、取消料の減免や日程の変更に応じることも多いため、相談者側の事情（早期に旅行の中止を決めないといけない事情等）を旅行会社に説明して理解を求める努力をすることをお勧めします。

そのような努力なしにご自身の判断で解除をしてしまって、後から取消料の減免を求めても認められることは難しいと言わざるを得ません。